

Shanghai

IPG

Intellectual Property Group

活 動 概 要

2 0 1 2 年 版





IPGとは？

＝「Intellectual Property Group」
「日資企業知識産権保護同盟」

日系企業が海外でビジネスをおこなう際に、近年ますます重要性を増しているのが、特許権や商標権をはじめとする知的財産権です。IPGは、模倣行為や海賊版といった権利侵害など知的財産権に関する問題に対処するため、情報交換の場として、さらに現地政府との協力活動をおこなう母体として発足した日系企業の団体です。

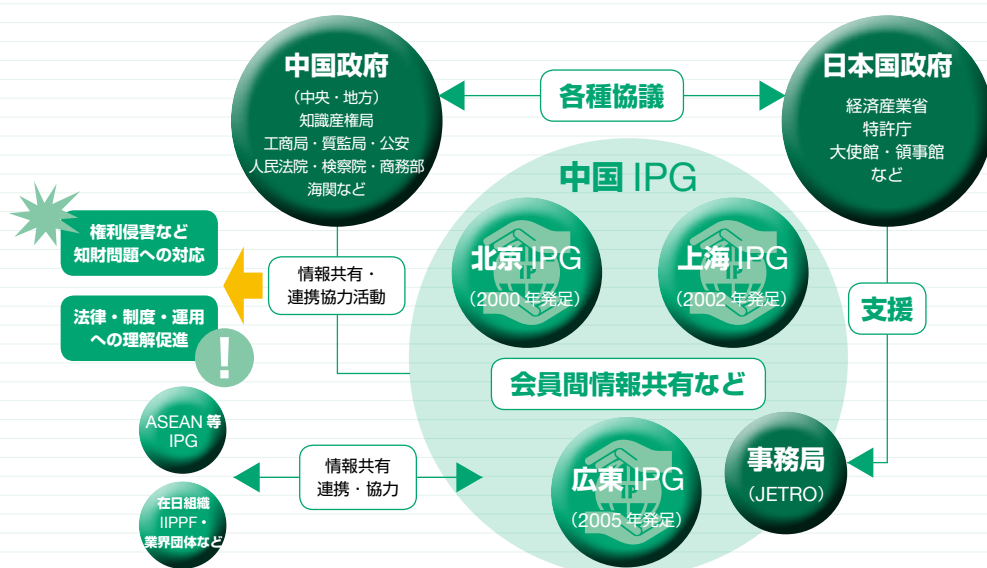
2000年5月、中国日本商会の分科会として「知的財産権問題研究グループ（北京IPG）」が北京にて発足、2002年9月には、模倣品問題が最も深刻な地域の一つである上海において47社の日系企業・団体が集まり、上海IPGが発足しました。2005年8月には広東IPGが発足、以後中国以外でも、東南アジアや韓国、インド、ロシアなどでIPGが発足し諸活動を展開しています。

上海IPGでは、「情報発信・情報共有」「課題解決に向けた調査・研究・交流」「直近課題解決のための対策活動」を3つの柱として活動を行っています。2ヶ月に1度全体会合を開催するほか、現地の知的財産権関連政府機関との間で協力関係の構築を進めています。会員企業間の情報交換から中国政府との連携活動まで、その活動範囲は徐々に拡大し、会員数も2012年2月現在、167社・団体にまで増えています。

IPGは、各国における日系企業の知的財産権問題に関する諸活動の母体として、日本の政府・産業界のみならず、各国政府からもますます注目され、大きな期待を寄せられています。

IPG 活動理念

IPGは、参加する企業／団体のビジネス活動の最前線である中国の現場において、全ての会員企業／団体が主体となり、各々が有する知的財産権の保護のみならず、中国の経済発展と全世界の消費者保護のため、積極的に知的財産に関する課題の解決に取り組み、更なる中日関係の構築を目指します。



北京 IPG	2000 年 5 月発足	2012 年 2 月現在	81 社 / 団体	※事務局＝ジェトロ北京事務所
広東 IPG	2005 年 8 月発足	2012 年 2 月現在	42 社 / 団体	※事務局＝ジェトロ広州事務所

上海 IPG への参加

上海 IPG メンバー企業数の推移



上海 IPG 活動参加規則

■会員定義

- ①「正会員」とは、原則として日系民間企業、日系法律事務所および日系特許・商標代理事務所のうち、新規加入の条件を満たすものとして運営幹事会により加入を認められた者を言う。
- ②「準会員」とは、原則として日系業界団体（工業会）および上海 IPG への協力実績を有する個人のうち、新規加入の条件を満たすものとして運営幹事会により加入を認められた者を言う。なお、個人の場合はその国籍を問わない。

■新規加入

- ①上海 IPG の正会員および準会員への新規加入は、全て運営幹事会の承認を必要とする。
- ②民間企業の正会員としての新規加入は、下記の条件をすべて満たす日系企業に限る。
 - i 中国国内において実際のビジネスを行っていること、またはビジネスの予定があること。
 - ii 中国国内において知的財産権に関する問題を抱えている、または今後知的財産権に関する問題に遭遇する可能性があること。
 - iii 上海 IPG 会合の場において情報発信ができ、かつ上海 IPG の各種プロジェクトに積極的に参加する意思があること。
- ③法律事務所、特許・商標代理事務所の正会員としての新規加入は、下記の条件をすべて満たす事務所に限る。
 - i 中国国内に拠点を有しており、日本側が投資又は実質的な管理をしていること。
 - ii 上海 IPG 会員企業からの法務・知財相談への対応、上海 IPG 活動に関わる通訳・翻訳業務、コネクションのある中国政府機関・中国企業等の上海 IPG 活動への参加の呼びかけなど、上海 IPG の活動に積極的に貢献できること。
- ④日系業界団体（工業会）の準会員としての新規加入は、下記の条件を全て満たす業界団体（工業会）に限る。
 - i 当該業界団体（工業会）内に、正会員である民間企業を有すること。
- ⑤個人の準会員としての新規加入は、下記の条件を全て満たす者に限る。
 - i 過去に上海 IPG 活動への顕著な協力実績を有するか、または将来に上海 IPG 活動への貢献が見込まれると運営幹事会が判断できること。

■その他

上記条件を満たさない企業・個人であって、上海 IPG の運営等へ協力実績を有する者が参加を希望した場合には、幹事会にて参加の可否を審議・決定することとする。

オブザーバー参加

オブザーバー参加は、原則として日本政府関係者、日系マスコミに限り、その他の参加については、幹事会での承認を条件とする。

会員資格の喪失および除名

- ①上海 IPG 正会員または準会員が退会を希望する場合には、事務局まで退会の意思および退会希望理由を書面で送付することとする。
- ②年度内（4月から翌年の3月まで；以降同様）に全体会合への出席回数が2回に満たない会員（正会員および準会員を指す。以下同様）については、継続の希望があり、かつ次年度より積極的に参加する意思が表明された場合に限り、メンバー資格が保持される。継続の希望が無い場合、次年度より積極的に参加する意思が表明されない場合、または会員名簿に登録された連絡先に連絡がつかない場合には、その時点で会員資格を喪失し、自動退会とする。ただし、新規加入した会員については加入した当該年度はこの限りではない。
- ③全体会合への各年度の出席回数が、2年連続して2回に満たない会員は、その2年目の3月末日をもって会員資格を喪失し、自動退会とする。
- ④「上海 IPG」名称の不当使用、名簿の悪用、その他 IPG の名誉を損なう行為または他の会員に不利益を与える行為が認められた会員について、運営幹事会は除名の可否を判断することができる。

再加入

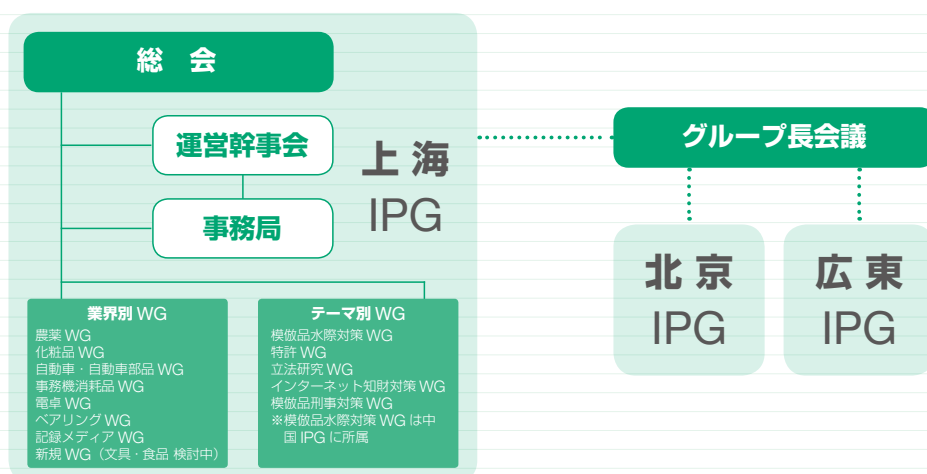
- ①希望退会した者が、再加入を希望する場合の手続きは、新規加入時の手続きに準じる。
- ②先のいずれの自動退会であっても、会員資格を一旦喪失した者が、再加入を希望する場合には、以後の活動に積極的に参加することを前提として自動退会日から半年が経過した後、再加入を申請できるものとする。再加入の申請時には、所定の再加入申し込み書に記入し、事務局に提出することを要する。再加入の可否は運営幹事会が決定する。
- ③上海 IPG を除名された者は、除名の決定後、2年間は再加入の申請はできない。2年経過後に再加入を希望する場合の手続きは、前項の自動退会後の再加入の手続きに準ずる。

上海 IPG の運営と機能

上海 IPG 運営理念

- 1 会員の自主的・積極的な参加・行動を支援
- 2 運営の透明性確保、活動の効率性と会員全体の納得感の調和
- 3 情報交流から問題解決へ

上海 IPG 組織図



上海 IPG の機能

上海 IPG では、問題・トピックの抽出から情報共有、各テーマに関する分析と考察および活動実施、活動で得られた成果の検証という流れで、中国における知的財産権問題の解決策（ソリューション）の提供を目指します。また問題解決のため、積極的に中国政府当局との交流を促進しています。

- 1 中国知的財産権問題に関する情報の収集・提供・共有
- 2 知的財産権に関連する中国政府当局との交流促進
- 3 中国における知的財産権に関する個別問題の解決



意思決定と活動主体

上海 IPG では、各活動主体が有機的に機能を分担し、諸活動を展開しています。運営幹事会が全体活動の企画立案をおこない、全体会合での承認を得て諸活動を進めるとともに、各ワーキング・グループ（WG）が個別の問題に関してその解決を図り、関連情報を全体で共有します。また、主としてテーマ別 WG が専門的なテーマに関する調査・分析を実施し、全体会合でその成果をフィードバックします。中国 IPG の全体活動に関しては、グループ長会議がその検討、調整機能を担っています。これら各活動主体による効率的な活動展開により、多くの効果が生まれています。

主 体	意思決定項目	活動内容・機能	効 果
全 体	運営幹事就任承認 会員規約改正 年度計画・新規事業承認 活動内容・実施方法承認	全体会合開催 上海 IPG 活動実施 中国 IPG 全体活動実施	情報共有と認識統一 会員のスキルアップ 組織としての影響力の拡大
運営幹事会	新規会員加入承認 新規 WG 設置承認 各 WG 活動計画承認	年度計画案・年度報告案作成 新規事業案作成 活動内容・実施方法等の検討 上海 IPG 全体事業の運営	深化した企画立案と事業運営 企画立案と運営の機動性確保
各 WG	WG への新規加入承認	WG 活動計画・実施項目作成 個別問題に応じた活動実施 問題抽出・タスクフォース設置 中国政府部門との交流 規制・法改正動向ウォッチ パブコメ対応・立法提案作成 テーマ別調査・分析・検討 など	直近課題の解決 各地政府当局とのネットワーク拡大 モデルとなる事業・事例の創出 専門性の確保 問題解決策の提示、制度の改善
グループ長会議		中国 IPG 全体活動検討 各 IPG 事業の調整 対外スタンス確認 など	各 IPG 活動の重複防止と効率化 IPG 全体運営の円滑化 外部との交流促進、調整

模倣品対策活動の中長期ビジョン

上海 IPG では 2008 年度より、活動の柱の一つである「模倣品問題解決」について中長期ビジョンを策定し、このビジョンを基礎とした活動を企画・実施しています。



IIPPF との連携

知的財産に関連する団体として日本で最大規模を誇る IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）と、中国 IPG とは、中国における知的財産権関連の中長期的な課題解決のため、相互に情報や目標を共有し、諸活動において適宜連携を図っています。



2011 年 11 月 IIPPF 北京実務レベルミッション 国家工商総局訪問



2011 年 12 月 広東実務レベルミッション 広東省 TSB 訪問

上海 IPG の活用

上海 IPG 会員各社は、これまで以下のような項目について上海 IPG を主体的に活用しています。

情報収集	 中国知財に関する一般情報を得たい	→	全体会合やピックアップ講座では、企業の実例紹介や知財関連トピックの専門家による講演を実施しています。また会員企業の現地スタッフ能力向上のため中国知財勉強会を開催しております。各ワーキング・グループは同一の問題を抱えた会員が集まり情報交換や解決に向けた取組みを行なっています。 (例) 法改正対応→立法・研究 WG 特許実務→特許 WG 税関知財関連法改正、実務対応→模倣品水際対策 WG インターネット上の模倣対策→インターネット知財対策 WG 刑事事件関連活動→模倣品刑事対策 WG
	 他社の事例や新規トピック、法改正の情報を得たい	→	
	 現地スタッフの能力を高めたい	→	
	 同じテーマ・問題について他社の事例を知りたい	→	
当局交流	 当局担当官に自社の状況（模倣品状況、真贋判断手法など）を知ってもらいたい	→	当局向けセミナーでは執法担当官向けに各社模倣品の状況等を説明します。意見交換会では、問題点・不明点などについて当局と直接議論・検討をおこないます。また当局と共同で各種イベントやプロジェクトを実施することで協力関係を強化するとともに、制度・運用の改善やモデル事例の創出をはかっています。こうした活動には、各種のテーマ別・業界別 WG が主体となっており、実施するものも数多く含まれています。
	 当局との間で法運用の不明点等について確認したい	→	
	 当局との関係を良好化したい	→	
問題解決	 全体会合だけでは得られない情報が欲しい	→	全体会合後の懇親会では参加者が活発に情報交換を行っており、各種 WG では課題の直接的な解決に向けた取組も行っています。個別の質問・相談事項は、直接またはアンケートにて事務局にお問い合わせいただけます。専門家の意見を聴取すると共に個別問題の解決のため事務局が可能な限り対応します。また定期的なアンケート等により、会員の皆様のニーズの把握に努めています。
	 当局とのアポイント・個別相談をしたい	→	
	 個別案件サポート（当局向け意見照会、地方保護対策など）	→	
	 IPG 全体活動を提案したい	→	

アンケート結果（会員の声）

各種アンケートにおいて会員各社より評価の声をいただいています。2006 年度から 2010 年度までの上海会員アンケートでは、毎年全会員のうち 98%以上が当該年度に実施した上海 IPG 活動に満足していると回答しています。

Q.2010 年度上海 IPG 活動が役に立った点は？

● 知的財産に関する情報を得て業務レベルが向上した。



● 他社／他団体等との連携が強化された。



(2010 年度上海 IPG アンケート)

Q. IPG 活動の評価できる点は？

● 貴重で豊富な情報が得られる。



● 多くの日系企業から貴重な体験を聞ける。



● 中国政府機関関係者とつながりができる。



● 問題解決につながる。

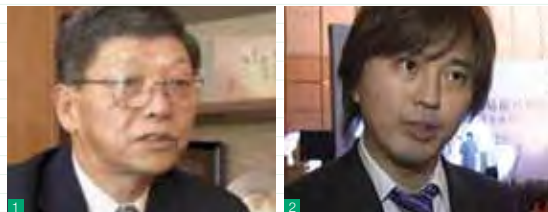


(2010 年度 IPG 会員アンケート)

各種報道

上海 IPG の多くのイベントは日中マスコミにも頻繁に取り上げられています。

● テレビ放映



- ① 2008 年「世界は今」（上海 IPG と江蘇省 TSB との取組み紹介）
- ② 2007 年 NHK での報道（2007 年度貢献部門感謝式）

● 新聞報道



- ① 2008 年 4 月 23 日「日経産業新聞」（2007 年度貢献部門感謝式）
- ② 2008 年 5 月 29 日「新華日報」（上海 IPG — 江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラム紹介）

企業間連携

近年、会員ニーズの高まりに伴い、中国企業による上海 IPG 全体会合での講演や、各種 WG が主体となつての企業間交流が増加しています。

タオバオとの覚書の締結

中国におけるインターネット商取引の健全な発展のため、2011 年 8 月には、上海 IPG インターネット知財対策 WG・IIPPF インターネット WG 及び浙江淘宝网有限公司（淘宝网）の間で、知的財産権保護に係る協力覚書を締結しました。

中国の大手企業との交流

上海 IPG 内の各 WG では、中国現地企業の知財現状をより一層把握するため、中国大手企業との間で交流会（ヒアリング）や勉強会（講演）などの形で広く交流活動を展開しています。

広州モーターショーでの QBPC 連携

2011 年 11 月に、上海 IPG 自動車・自動車部品 WG が広州モーターショーで QBPC と共同出展し、消費者啓蒙活動を行いました。



タオバオとの覚書の締結



広州モーターショーでの QBPC 連携

個別成果の事例

江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラム（P13 参照）

上海 IPG- 江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラムの活動について、これまでに数多くの成果が奏されています。

A 社の事例 江蘇省 TSB の協力により江蘇省政府のレターが発給されたことで、悪意の先駆商標問題が解決した。

B 社の事例 江蘇省 TSB からの情報提供により懸案とされていた品質に関する模倣品問題が解決した。

C 社の事例 江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラムの設置後模倣品対策のベースができたとして中国市場に新商品を投入できた。

在華日資企業知識産権保護貢献部門感謝式（P13 参照）

毎年の式典開催後には、被選定部門による法執行活動等について、多くの積極的効果があったことが、IPG 会員からの声として寄せられています。

- 貢献部門感謝式の開催後、貢献部門による自主的な摘発数が飛躍的に増加した（複数）。
- 行政当局との協力に基づく多くの知財保護プロジェクトの実行に繋がった。
- 従来代理人を通じていた各種連絡を権利者から直接行えるようになり、行政部門での手続きが円滑化した。

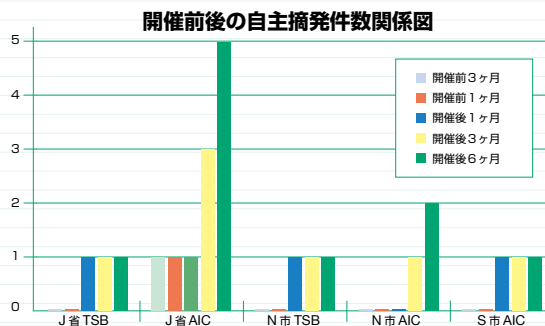


当局向けセミナー（P11 参照）

≪ AIC/TSB 向け真贋識別セミナー開催後の効果 ≫

D 社の事例

真贋識別セミナー開催後 1 か月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間と開催前 1 ヶ月間、3 ヶ月間における対象当局の自主摘発件数を比較すると、開催後の当局による摘発件数が増加している傾向がわかる。（複数社に同様な傾向が認められている）



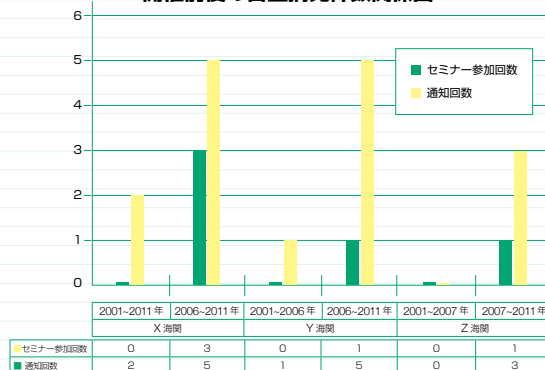
≪ 税関向け真贋識別セミナー開催後の効果 ≫

E 社の事例

税関セミナー参加により

- ・ X 税関からの侵害品発見にかかる通知が 2.5 になった。
- ・ Y 税関からの侵害品発見にかかる通知が 5 倍になった。
- ・ Z 税関において、2001 年～2007 年の 7 年間の通知が 1 件にもなかったのに対し、セミナー参加後には 3 件の通知をうけた。

開催前後の自主摘発件数関係図



情報提供・情報共有活動

全体会合の開催

上海 IPG では、2 ヶ月に一度「全体会合」を開催し、各種講演や会員間の情報交換をおこなっています。2012 年 2 月現在、開催日時は、原則として次のとおりです。

ピックアップ講座：奇数月第三木曜日 14：00～15：00、全体会合：奇数月第三木曜日 15：00～18：00

ピックアップ講座

- 第 53 回（2011 年 7 月 21 日）
テーマ① 中国における特許クリアランス運用
実態調査報告
- 第 54 回（2011 年 9 月 15 日）
テーマ① 上海 IPG 自動車・自動車部品 WG
[価格認定プロセス研究会] 活動紹介
— 模倣業者の刑事訴追に向けた価格認定
プロセスの実情報告 —
- 第 55 回（2011 年 11 月 17 日）
テーマ① 再犯抑止に向けた悪質行為への重罰の
研究および関連活動
～上海 IPG 自動車・自動車部品 WG
電卓 WG、事務機消耗品 WG、
マシン業界活動報告～
- 第 56 回（2012 年 1 月 17 日）
テーマ① 特許ワーキング・グループ
2011 年度活動報告
テーマ② 立法研究ワーキング・グループ
2011 年度活動報告
テーマ③ 当網の知識産権保護戦略および
具体的な展開概要
- 第 57 回（2012 年 3 月 15 日）
テーマ① 農業ワーキング・グループ
2011 年度活動報告
テーマ② 化粧品ワーキング・グループ
2011 年度活動報告
テーマ③ ベアリングワーキング・グループ
2011 年度活動報告
テーマ④ 模倣品水際対策ワーキング・グループ
2011 年度活動報告



全体会合

- 第一部
上海 IPG 事業にかかる連絡・報告・決議など
- 第二部
知的財産権に関する各種テーマを取り上げた講演会

《講演会》

- 第 1 回会合（2002 年 9 月 20 日）
……
- 第 53 回会合（2011 年 7 月 21 日）
テーマ① 中国内陸部模倣品被害実態について
～経済産業省調査報告～
テーマ② インターネット上の知財保護について
テーマ③ E・LAND 集団の知識産権保護戦略
について
- 第 54 回（2011 年 9 月 15 日）
テーマ① 鴻雁電器公司の知識産権保護戦略
について
- 第 55 回（2011 年 11 月 17 日）
テーマ① 共犯・分業化への対応について
テーマ② 中国商標法 2011 年改正草案の内容につ
いて
テーマ③ 香港のシャドウ・カンパニーと
「2010 年会社（修正）条例」について
- 第 56 回（2012 年 1 月 17 日）
テーマ① 韓国における模倣の概況
テーマ② 中国における馳名商標認定を受ける
メリット
テーマ③ 技術の共同研究・共同開発における知
的財産実務問題の概要紹介
- 第 57 回（2012 年 3 月 15 日）
テーマ① 日中知的財産権 WG 等の模倣品対策関
連事業における協力について
テーマ② ヤクルト本社が中国における模倣品対策
について
テーマ③ バンダイにおける模倣品対策（民事訴訟、
強制執行、その後）

勉強会の開催

上海 IPG では、会員企業のスタッフの方を主な対象として「中国知的財産権関連法勉強会」を開催しています。年度の最終回には「成果確認テスト」を実施するとともに、通年の出席回数を満たした参加者に「終了証」を発行しています。



2011 年度カリキュラム

- 【第 1 回】 ① 中国での特許（発明特許・意匠・実用新案）出願における留意点
② 知的財産権関連登録制度の概要と留意点
～著作権登録、税関登録、契約登録～
- 【第 2 回】 ① 中国での共同研究やライセンスにおける留意点
- 【第 3 回】 ① 商標・不正競争関連紛争の種類および発生時の対策
～実例を踏まえて～
- 【第 4 回】 ① 特許訴訟（権利行使）の手段と留意点
② 特許訴訟（非権利行使）への対応手段と留意点
- 【第 5 回】 ① 企業内の知財管理、知財戦略の構築

各種調査の実施

上海 IPG では、各ワーキング・グループや事務局が中心となり、中国知財問題に関する各種の調査を実施しています。調査結果は、報告書の配布や全体会合での報告により、会員の皆様へ還元しています。

2006 年度から 2011 年度までの間に、上海 IPG が関与して作成された調査報告は 102 件に達しています。

2011 年度に作成した調査報告書（抜粋）

調査主体	タイトル
特許 WG	実用新案活用法と他社権利行使への対応に関する調査
ペアリング WG	中国における模倣業者ネットワークの実態調査
自動車・自動車部品 WG	自動車部品業界における模倣品生産拠点（ルート）の解明調査
立法研究 WG	中国における知的財産権に関する重要判例調査
事務機消耗品 WG	模倣品の内陸地域への出現動向および模倣表示に関する比較調査
水際 WG	税関知的財産権保護における権利者の義務に関する調査
化粧品 WG	中国政府、企業の協力活動の実態に関する調査
インターネット知財対策 WG	アリババ・タオバオ上の知的財産権侵害品・模倣品削除に関する分析調査
電卓 WG	倉庫での所有者不明の侵害品の摘発における問題点及び改善点の調査

※掲載 URL : <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>



法改正・パブコメ対応

上海 IPG では、立法研究 WG が主体となって、各種法改正パブリックコメントの募集に応じ、意見具申を行っています。

2011 年の実績

募集時期	対象法規
2 月	「特許代理条例改正草案」（意見募集稿）
3 月	「音像製品輸入管理弁法」（意見募集稿）
3 月	「出版物管理規定」（意見募集稿）
5 月	「独占禁止に係る民事訴訟の司法解釈」（意見募集稿）
5 月	「特許行政法執行業務の強化に関する決定」（意見募集稿）
5 月	「展示会における知的財産権保護弁法」（意見募集稿）
8 月	「展示会における知的財産権保護弁法（修正案）」（意見募集稿）
9 月	「中国商標法」（意見募集稿）
10 月	「特許権の強制実施権に関する弁法」（意見募集稿）
10 月	「特許表示の表記方法に関する規定」（意見募集稿）
11 月	「深セン特区模倣品製造販売取締条例改正案」（意見募集稿）
11 月	「中華人民共和国民事訴訟法」（意見募集稿）
12 月	「国家知識産権局行政再議規定」（意見募集稿）
12 月	「特許出願優先審査管理弁法」（意見募集稿）

情報提供・情報共有活動

新制度把握と事業への活用

上海 IPG では、事業への活用または事業遂行上のリスク回避に資する情報の共有を目的として、各種法制度の運用状況や法改正状況などについて情報を入手し、会員向け提供しています。合わせて、当該新制度等に関わる運用状況を確認するため、関連当局へのヒアリングなどを実施しています。

● 新法・法改正セミナーの開催（日系企業向け）

これまでに開催した新法・法改正に関わるセミナーには、例えば次のものがあります。

「特許法改正」セミナー

日時：2007 年 11 月 16 日
講師：上海市知的財産局 上海専利商標事務所
主催：日本貿易振興機構上海事務所

「中国独禁法」セミナー

日時：2007 年 6 月 8 日
講師：フレッシュフィールズ・ブルックハウス・デリンガー法律事務所
主催：フレッシュフィールズ・ブルックハウス・デリンガー法律事務所
後援：日本貿易振興機構上海事務所

「インターネット商取引および関連サービス行為に関する管理暫定弁法」セミナー

日時：2010 年 9 月 7 日 講師：国家工商行政管理総局 主催：日本貿易振興機構上海事務所

● ハイテク企業認定管理弁法の運用に関する実態調査

2008 年の「ハイテク企業認定管理弁法」施行にあわせ、上海 IPG 会員企業の有志により、各省市の担当部門（主に科学技術庁）へのヒアリングを実施しました。

ヒアリング実施期間：2008 年 10 月～2010 年 7 月

ヒアリング先：上海市科学技術庁、浙江省科学技術庁、江蘇省科学技術庁、広東省科学技術庁、天津経済技術開発区委員会、重慶市科学技術委員会、蘇州国家高技術産業開発区委員会

概要

- ・当初段階のヒアリングでは、不明であった申請条件の詳細等を確認しました。
 - ・後半のヒアリングでは、各地での運用実態を聴取し、企業活動の推進に資するものとなりました。
- ※ヒアリングの結果得られた情報の大部分は、上海 IPG 会員全体で共有。



● 上海ハイテクパーク視察ツアー

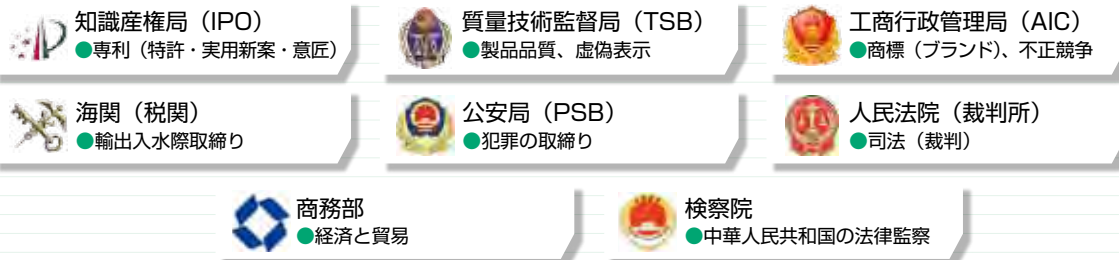
中国での R&D（研究開発）動向への理解を深めるため、上海市内で最大規模を誇る「張江高科技園区（ハイテクパーク）」および「紫竹科学園区（サイエンスパーク）」を視察しました。



中国政府機関との協力関係構築

上海 IPG では、関連する中国政府機関との間で、知的財産権保護活動における協力関係の構築を推進しています。

対象となる政府機関



真贋識別セミナー

上海 IPG では、中国政府当局との協力関係構築、および
当局職員の模倣品取締り能力向上ため、真贋識別セミナー
を開催しています。2006 年 2 月から、2012 年 3 月までに
税関セミナー 32 件、AIC セミナー 18 件、TSB セミナー
13 件を開催しました。



南通市工商行政管理局



江蘇省質量技術監督局

覚書の締結

上海 IPG 事務局である日本貿易振興機構上海事務所と江蘇省 IPO との従来の協力関係を更に発展させるため、2009 年 9 月 7 日に両者の間で協力覚書を締結しました。



覚書調印式への参加者

模倣粗悪品に対する打撃を強化し、市場経済秩序の整頓と規範化を遂行するに、2010年4月27日に、江蘇省 TSB、上海 IPG 及び日本貿易振興機構上海事務所の間で、ブランド保護協力覚書を締結しました。



覚書調印式の模様

意見交換会など各種イベント

上海 IPG では知的財産権に関する課題・認識共有や解決手段の検討のため、中国政府機関との意見交換会や交流会を開催しています。（一部のイベントは、IPG 全体で実施）

不法経営額認定プロセス研究会の開催

2010 年以降、自動車・自動車部品 WG が主体となって、押収された模倣品の価格認定手段に関する研究会を継続開催しています。

【研究対象とした主な論点】

- ① 押収品価格算定の基準単価の考え方
- ② 情状が重い場合は
- ③ 権利者から提供される情報の取扱
- ④ 押収品価格に対する権利者関与の可否
(押収品価格決定前)
- ⑤ 物価局への鑑定委託の要件、タイミング、依頼方法
- ⑥ “販売価格”の定義
- ⑦ 押収品価格に基づく罰金額の算定方法
- ⑧ 押収品価格に対する権利者の関与（処罰決定後）

【開催日 / 参加当局（抜粋）】

2010/03/04	江蘇省 TSB、物価局
2010/03/05	江蘇省 AIC、物価局
2010/04/27	江蘇省 TSB
2010/07/15	浙江省 AIC
2010/09/15	浙江省 TSB/ 物価局
2010/11/18	浙江省 TSB
2010/09/15	広州市 AIC/ 物価局
2011/01/21	上海市 TSB
2011/03/18	上海市 TSB
2011/05/17	珠海市 TSB

【成果の普及】

上記研究成果を取りまとめ、地方政府向けにセミナー等の形式でその普及をはかっています。2011 年の普及実績は次のとおりです。

- ① IPG—商務部 / 国家質量監督検疫総局意見交流会
- ② 中国商標節における地方工商局との意見交流会
- ③ 第一回不法経営額認定プロセス検討会
- ④ 2011 中国司法行政部門— IPG 知的財産交流会
- ⑤ IIPPF 広東実務レベルミッション

【第一回不法経営額認定プロセス検討会】

【主催】日本国経産省産業者

【実施】日本貿易振興機構

【参加者】中央政府より商務部、最高人民検察院、最高人民法院、公安部が出席、浙江省、北京市、上海市内の関連行政・司法部門も多数参加。

【講演内容】「不法経営額認定に関する事例紹介」
「模倣品再犯業者撲滅に向けて」



中央政府との意見交換会

IPG では中央政府との意見交換会を盛んに行っており、上海 IPG が中心となって、その内容を検討、作成しています。2011 年度の主要な活動は下記の通りです。

税関総署—上海税関意見交換会



【日時】2011 年 5 月 20 日（金）
【参加者（中側）】税関総署、上海税関
【テーマ】
i 税関総署の知財保護方針（最新）について
ii 知的財産権税関保護条例改正状況照会、改正後の交流会提案

IPG—商務部 / 国家質量監督検疫総局意見交流会



【日時】2011 年 5 月 20 日（金）
【参加者（中側）】商務部、国家質量監督検疫総局
【テーマ】
i IPG 活動概要の紹介・謝意表明
ii 北京 IPG 実務担当者連絡・研修会活動報告及び AQSIQ への交流依頼
iii 上海 IPG—江蘇省質量技術監督局ブランド保護連携フォーラム活動紹介
iv 上海 IPG ミシン業界活動紹介
v 上海 IPG 自動車・自動車部品 WG 活動紹介

中国商標節における地方工商局との意見交流会



【日時】2011 年 9 月 7 日（水）
【参加者（中側）】国家工商行政管理総局 商標局、中華商標協会広東省、江蘇省など 12 省市工商行政管理局
【テーマ】
i 価格認定プロセス
ii 再犯重罰化
iii 共犯 / 分業化

2011IPG—中国司法行政部門 知的財産交流会



【日時】2011 年 10 月 12 日（水）
【参加者（中側）】商務部、最高人民法院、最高人民法院、公安部、国家工商行政管理総局、国家知識産権局、国家版權局
【テーマ】
i IPG 活動概要の紹介・謝意表明
ii IPG での知的財産権侵害押収品の価格認定に関する取組みの紹介
iii IPG での再犯等悪質事業者への適正な処罰の強化に向けた取組みの紹介
iv IPG でのネットワーク犯罪への取組み、事例紹介

税関総署「華南地区税関—日系企業代表」知識産権意見交換会



【日時】2011 年 11 月 10 日（木）
【参加者（中側）】税関総署、広東分署、華南地区税関
【テーマ】
i 水際 WG の現状紹介
ii 税関でのリスク分析にかかる権利者との協力
iii 水際 WG での模倣品輸出手法調査及び類似商標取り壊め結果報告
iv 知的財産権税関保護条例実施弁法の改正について

ブランド保護連携フォーラム

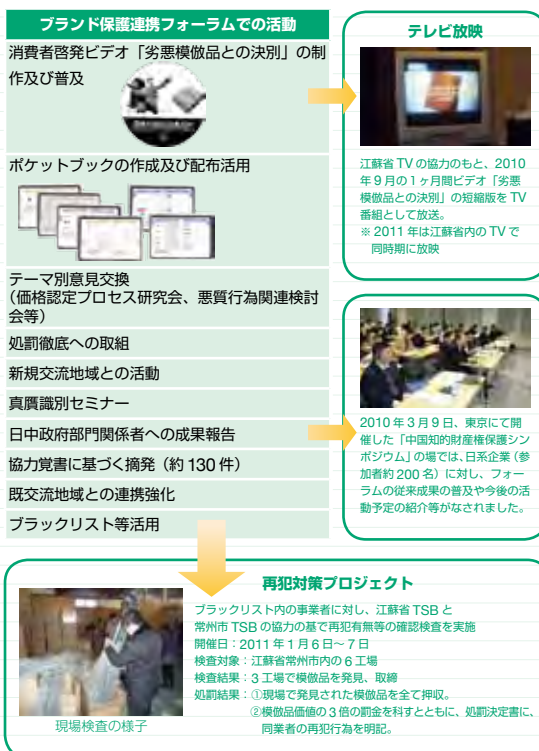
上海 IPG は、2007 年に江蘇省質量技術監督局（TSB）との間で、共同で模倣品問題に取り組む協力組織「ブランド保護連携フォーラム」を設立しました。毎年両者間で活動を企画・遂行し、多くの成果を挙げています。



設立記念総会 (2007 年 4 月 27 日)



2008 年次総会 (2008 年 5 月 28 日)



中国知的財産権保護ハイレベル・フォーラム

2008 年 4 月、国家知識産権局、上海市人民政府が主催した本フォーラムにおいて、上海 IPG グループ長久永道夫氏、日本貿易振興機構上海事務所所長大西康雄氏がパネリストとして講演し、知的財産権の保護・活用の経験を紹介しました。



第2代上海 IPG グループ長久永道夫氏の発言

在華日資企業知識産権保護貢献部門感謝式

日本企業（IPG 会員企業）の知的財産権保護について特に優れた成果を創出した行政・司法部門を貢献部門として選定し、当該部門に感謝の意を表する活動として、在華日資企業知識産権保護貢献部門感謝式を 2007 年から毎年開催しています。



式典の模様 (2008 年 4 月 21 日)

ワーキング・グループ活動

ワーキング・グループ活動

業界、企業によって抱える知財産関連の課題、解決すべき問題点は異なっているため、上海 IPG では、現在 12 のワーキング・グループが、各テーマ・業界における課題解決に取り組んでいます。WG 会員は可能な限り自主的な運営を図り、活動の内容・成果を上海 IPG 全体にフィードバックしています。

ワーキング・グループの設置条件

- ① 上海 IPG 会員は、以下の条件を満たす場合、ワーキング・グループの設置を申請することができます。
 - i 上海 IPG 会員のうち、同一業界内企業または同一の問題意識を持つ企業複数社が参加し、積極的な運営をはかること。
 - ii 深刻な模倣品被害など、知的財産権に関する問題を抱えた企業により構成されること。
 - iii ワーキング・グループ活動の成果を可能な範囲内で上海 IPG 全体にフィードバックすること。
- ② 申請を受けたのち、運営幹事会による承認をもって正式発足とする。
- ③ 運営幹事会は、上海 IPG 会員のニーズに基づき、新たにワーキング・グループを設置すべきと判断した場合は、当該ワーキング・グループの設置を決定することができる。
- ④ 運営幹事会は必要に応じ、ワーキング・グループ新規設置時において当該ワーキング・グループの設置の趣旨に鑑み、妥当な範囲内で当該ワーキング・グループへの正規加入および活動参加に関して条件を付すことができる。

ワーキング・グループへの加入および活動参加

- ① ワーキング・グループの正規メンバーは、原則として上海 IPG 正会員および準会員により構成される。
- ② ワーキング・グループ正規メンバーへの加入は、当該ワーキング・グループ設置時に運営幹事会が条件を付している場合はそれに従うものとするほか、原則として各ワーキング・グループの判断によるものとする。
- ③ ワーキング・グループの正規メンバーでない者が、当該ワーキング・グループ活動への参加を希望する場合、当該ワーキング・グループ設置時に運営幹事会が条件を付している場合はそれに従うものとするほか、当該ワーキング・グループ内で決定した条件を満たす場合に限り、ワーキング・グループ活動にオブザーバーとして参加することができる。
- ④ ワーキング・グループ活動にオブザーバーとして参加する者の、参加可能な活動の範囲については、各ワーキング・グループの判断によるものとする。

	主な研究・活動項目
テーマ別 WG 模倣品水際対策 WG	● 中国税関による貨物検査（リスク分析）業務の実態 ● 侵害品海外輸出の傾向（輸出ルート、輸出口の巧妙化など） ● 疑義品発見時等の税関と権利者との協力、情報提供 ● 権利者への各種通知文書等の発行や費用明細情報等提供の徹底 ● 押収品の処分に関する問題（処分方法、廃棄費用負担など） ● 再通関およびホワイトリスト運用に関する問題 ● 通関代理業者の合理的検査義務 ● グローバル犯罪ネットワーク（シンジケート）の存在・・・等  水際 WG 勉強会の様子
立法研究 WG	● 模倣品対策上の各種課題の全体整理および関連法規の収集 ● 商標法、不正競争防止法改正への対応に向けた論点抽出および意見集約 ● 特許権に基づく、行政執行上の運用にかかる不明点の整理 ● 民事訴訟手続上の不明点にかかる高級人民法院との交流（ヒアリング） ● 各種判例研究・・・等  立法研究 WG 会合の様子
特許 WG	● 中国での共同研究における留意点 ● 特許法改正に伴う各種解釈、運用の確認 ● 中国特許検索データベースの機能・精度比較分析 ● 中国における特許クリアランス手法の研究 ● 中国特許明細書作成時の留意事項の整理 ● 実用新案の活用（自主活用中国企業の実態把握） ● 特許明細書翻訳業務の実態把握 ● 職務発明の取扱いにかかる解釈明確化、関連社内制度の構築 ● 特許権の権利解釈、抗弁権にかかる中国実務上の解釈の整理 ● 特許事務所の比較評価 ● 中国特許無効審判・訴訟における留意点に関する調査・・・等  2011/1 特許法改正意見交換会
インターネット知財対策 WG	● 中国大手 ISP 上での削除手続きの迅速・効率化 ● 不正サイト、関連不法行為への対応マニュアル作成 ● アリババ、タオバオ、当当ネットとの交流（協力覚書締結、削除手続きの迅速・効率化、サイト規定への要望、申し入れ等） ● アリババ、タオバオ以外のサイトの状況把握 ● 巧妙な行為への対応マニュアル作成 ● 各種情報共有 ● インターネット上での各種規制等に関する調査、情報共有・・・等  2011/1 アリババ、タオバオ意見交換会
模倣品刑事対策 WG	未定

業界別 WG

上海 IPG ワーキング・グループ一覧

名称	設置時期	メンバー数
模倣品水際対策 WG	2005 年 9 月	40 社 (5 社休会中)
立法研究 WG	2009 年 6 月	20 社
特許 WG	2009 年 8 月	10 社
インターネット知財対策 WG	2010 年 2 月	25 社
模倣品刑事対策 WG	2012 年 2 月	7 社
化粧品 WG	2007 年 6 月	12 社
自動車・自動車部品 WG	2007 年 6 月	8 社
事務機消耗品 WG	2007 年 8 月	7 社
記録メディア WG	2008 年 4 月	4 社
農業 WG	2007 年 6 月	6 社
電卓 WG	2008 年 12 月	4 社
ベアリング WG	2009 年 12 月	6 社

※新規 WG (2 業界) 設置検討中、記録メディア WG は、2012 年 3 月末に解散予定

自動車・自動車部品 WG

- 再犯抑止に向けた取り組み (ブラックリストの活用等)
- 模倣品価格認定のプロセス研究、行政処罰・刑事移送の促進
- 消費者啓発活動
- 重点汽配城での不法看板撤去
- 模倣品生産・流通地域における実態把握・・・等



2010 年 3 月 価格認定プロセス研究会

電卓 WG

- 倉庫での模倣品押収の効果向上
- 行政による自主的な摘発の促進
- 市場開催者による自主テナント管理の徹底
- 再犯抑止に向けた取り組み (重罰の徹底)・・・等



2009 年 4 月 義鳥 AIC との会議

化粧品 WG

- インターネット上の知財保護にかかる立法提案
- タオバオとの継続交流
- 中国化粧品工業会を通じた行政当局との交流
- 重要地域での共同摘発推進
- 模倣品国境流通の実態把握・・・等



2010 年 3 月 AQSIQ、中国化粧品工業会との交流

農業 WG

- 農民の模倣品認知状況確認、啓発
- 展示会での模倣品流通阻止
- 中国内陸部での模倣品流通阻止
- 再犯抑止に向けた取り組み (ブラックリスト活用等)
- 重点地域での一斉摘発
- 模倣品生産・流通地域における実態把握・・・等



2009 年 3 月 湖南資陽化市工商局との農業市場検査時

ベアリング WG

- 模倣品ネットワークの解明
- 江蘇省内でのブラックリスト活用
- 水際 WG 税関向け活動への協調 (税関との関係強化)・・・等



2010 年 8 月末 広東省 TSB 訪問

事務機消耗品 WG

- 模倣ネットワークの解明
- 模倣品の内陸への移行傾向の把握
- 侵害首謀者 (形式上の間接侵害者) への対策研究
- 再犯抑止に向けた取り組み (重罰の徹底)・・・等



2009 年 4 月 上海 AIC 向けセミナー

WG 活動の発表の模様

上海 IPG 全体会合では、都度各 WG の活動内容・成果を会員にフィードバックしています。



第 57 回会合
水際 WG2011 年度活動紹介

第 51 回会合
特許 WG2010 年度活動紹介



上海 IPG へのご参加

上海 IPG への参加ご希望の方は、以下の項目をご記入の上（フォーム不問）、E-メールまたは FAX にて下記上海 IPG 事務局までご連絡下さい。

●御社名称 ●御社所在地 ●ご担当者様氏名・役職 ●電話番号 ●FAX番号 ●Eメールアドレス

ご参加にあたっては、本パンフレットに記載の「上海 IPG 活動参加規則」をご確認下さい。
参加のお申し込みをいただいた後、上海 IPG 運営幹事会による承認を経て正式加入とさせていただきます。

上海IPGホームページ http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_shanghai/ip/ipg/

ジェトロ上海IP News Letter

上海 IPG 事務局では、華東地域における知財関係情報をメールマガジンにて配信しています。
詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/mail/list/>

上海 IPG 事務局

日本貿易振興機構（ジェトロ） 上海事務所 知識産権部

〒上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 21 階

☎ +86-21-62700489（内線 1200,1201,1202,1203,1204,1205） FAX +86-21-62700499 Mail PCS06@jetro.go.jp

北京 IPG 事務局

日本貿易振興機構（ジェトロ） 北京事務所
知識産権部

〒北京市建国門外大街甲 26 号

長富宮井公楼 7003 室

☎ +86-10-65282781

広東 IPG 事務局

日本貿易振興機構（ジェトロ） 広州事務所
知識産権部

〒広州市天河北路 233 号

中信広場 2601 室

☎ +86-20-87520060（内線 135）